

第62回穴粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年12月3日（水曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 会 12月3日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 総務文教常任委員会行政視察報告
- 日程第 4 民生生活常任委員会行政視察報告
- 日程第 5 産業建設常任委員会行政視察報告
- 日程第 6 第127号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 第128号議案 穴粟市いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第 8 第129号議案 穴粟市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 第130号議案 社会福祉法人に関する事務の委託の廃止について
- 日程第10 第131号議案 新市建設計画の変更について
- 日程第11 第132号議案 平成26年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
- 日程第12 第133号議案 市道路線の認定について
- 日程第13 第134号議案 平成26年度穴粟市一般会計補正予算（第5号）
第135号議案 平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
第136号議案 平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 第137号議案 （仮称）千種・認定こども園及び図書館新築工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 総務文教常任委員会行政視察報告
- 日程第 4 民生生活常任委員会行政視察報告
- 日程第 5 産業建設常任委員会行政視察報告
- 日程第 6 第 127号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 第 128号議案 宍粟市いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第 8 第 129号議案 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 第 130号議案 社会福祉法人に関する事務の委託の廃止について
- 日程第 10 第 131号議案 新市建設計画の変更について
- 日程第 11 第 132号議案 平成26年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
- 日程第 12 第 133号議案 市道路線の認定について
- 日程第 13 第 134号議案 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
第 135号議案 平成26年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
第 136号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 14 第 137号議案 （仮称）千種・認定こども園及び図書館新築工事請負契約の締結について
- 追加日程第 1 第 137号議案 （仮称）千種・認定こども園及び図書館新築工事請負契約の締結について

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（18名）

1 番	鈴木 浩之	議員	2 番	稲田 常実	議員
3 番	小林 健志	議員	4 番	伊藤 一郎	議員
5 番	飯田 吉則	議員	6 番	大畑 利明	議員
7 番	榎橋 美恵子	議員	8 番	西本 諭	議員
9 番	秋田 裕三	議員	10 番	藤原 正憲	議員
11 番	東 豊俊	議員	12 番	福島 齊	議員
13 番	岡前 治生	議員	14 番	山下 由美	議員
15 番	林 克治	議員	16 番	実友 勉	議員

17番 高山 政 信 議員

18番 岸 本 義 明 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 村	司 君	書	記	前 田	正 人 君
書	記	清 水	圭 子 君	書	記	原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福 元	晶 三 君	副 市 長	清 水	弘 和 君
教 育 長	西 岡	章 寿 君	参事兼企画総務部長	高 橋	幹 雄 君	
会 計 管 理 者	西 川	龍 君	一宮市民局長	落 岩	一 生 君	
波賀市民局長	大 島	照 雄 君	千種市民局長	阿 曾	茂 夫 君	
まちづくり推進部長	中 岸	芳 和 君	市民生活部長	船 引	英 示 君	
健康福祉部長	浅 田	雅 昭 君	産 業 部 長	西 山	大 作 君	
農業委員会事務局長	前 田	正 明 君	建 設 部 長	前 川	計 雄 君	
教育委員会教育部長	岡 崎	悦 也 君	総合病院事務部長	広 本	栄 三 君	

(午前9時30分 開会)

議長(岸本義明君) おはようございます。

平成26年12月定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、議会議員の皆さん、そして市長はじめ当局の皆さん、非常に寒くなった中、御健勝にて御参集いただきまして、第62回宍粟市議会定例会を開会できますことは、誠に喜ばしいと思います。

本定例会には、補正予算、そして条例制定など重要な議案が提案されております。先行き非常に不透明な社会情勢のもとにあって、将来を見据えた上で、慎重な審議と適正な判断をお願いしたいと思います。

国では、まさに今、衆議院議員選挙が行われようとしております。立候補しようとしている方々には、政党間の醜い争いはもう論外といたしまして、国の将来を見据えた上で、監視し批判するだけにとどまらず、今、何が必要であり何をすべきかを的確に決断し、迅速に対応する強いリーダーシップが求められておるのではないかと思います。そして、そのことは、国と市との違いはありましても、私たち市会議員にも同じことが求められておるのではないかと私は思います。

そのためには、この議決機関としての議会の役割は、非常に重要であります。市民の皆さんが元気で躍動する明るい将来に繋がるように、前向きに建設的な審議をお願いいたしまして、簡単ですが開会の挨拶といたします。

市長、御挨拶願います。

市長(福元晶三君) おはようございます。大変御苦労さんでございます。

本日、第62回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し、深く敬意をあらわす次第であります。

寒気が日増しに募りまして、今年も残すところ、あとわずかとなってまいりました。今年も宍粟の秋の山々は燃えるような紅葉に包まれ、市内各地で開催をされました催しはいずれも多くの方で賑わいました。特に、今年は大河ドラマで山崎の篠ノ丸一帯や赤西溪谷などがテレビで紹介されたことから、例年にも増して多くの観光客をお迎えすることができました。

11月22日から3日間開催されました山崎もみじ祭りは、今年はおもてなし市として宍粟のグルメ、特産品の販売や商店街のスタンプラリーなどが行われ、3日間で約2万人の観光客にお越しをいただきました。

また、去る10月26日には、約150名をお迎えして篠ノ丸城跡を中心にNHK番組

「新兵庫史を歩く」の収録が行われ、先日その模様が放映されたところであります。大河ドラマは、いよいよこれから最後のクライマックスとなりますが、宍粟の地で飛躍を遂げた黒田官兵衛の知略と勢いにあやかり、来年の宍粟市制10周年、宍粟藩立藩400年、播磨の国風土記編さん1300年の節目を契機として、さらに宍粟市の魅力を発信してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよりお願いを申し上げます。

さて、今年も市内15会場で開催をさせていただきました行政懇談会は、先日全日程を終えたところであります。懇談会では、少子高齢化による地域の将来を憂い得る意見も出されましたが、将来のまちづくりに向けた力強い御提言もいただくことができました。こうした御意見は、先日から協議が始まりました総合計画審議会の議論とあわせまして、来年度に策定を行います宍粟市総合計画にも反映してまいりたいと考えております。

今定例議会におきましては、宍粟市いじめ防止対策推進条例の制定をはじめ、平成26年度一般会計補正予算など、合わせて11件の議案を上程しております。

議員各位におかれましては、それぞれの案件の内容等を慎重に御審議をいただき、原案に御賛同賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

議長（岸本義明君） ただいまから、第62回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告3、本日市長から議案11件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸本義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

3番、小林健志議員、4番、伊藤一郎議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（岸本義明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月18日までの16日間に決定しました。

日程第3 総務文教常任委員会行政視察報告

議長（岸本義明君） 日程第3、総務文教常任委員会行政視察報告を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） それでは、総務文教常任委員会より、平成26年度の総務文教常任委員会行政視察を実施いたしましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

視察年月日は、平成26年10月8日水曜日から9日木曜日にかけての2日間でありました。

視察先は、岡山県和気町と島根県飯南町でございます。

出席委員は、私、秋田、大畑副委員長、鈴木委員、藤原委員、東委員、岡前委員でございます。

視察概要を御説明いたします。

まず、10月8日に訪問いたしました岡山県の和気町では、バス路線の廃止への対応や交通空白地区における移動手段の確保、高齢ドライバーの増大と安全対策など、公共交通の必要性の高まりの中で、地域交通の今後の方向性を探るため、和気あいあいタクシー施策について、視察研修をさせていただきました。

和気町からは、安藤議長ほか、関係者の出席をいただき説明を受けました。

和気町は、平成18年に旧佐伯、旧和気の両町が合併し、新しく「和気町」となりました。面積は、144.23平方キロメートルであります。平成26年4月の人口は1万5,214人、世帯数は6,243世帯で、高齢化率は35.3%であります。

和気あいあいタクシー導入の経緯は、高齢化の進展により、車の運転が困難となり行動範囲も限られ、歩いて行ける範囲内に病院や商店もない、そういった状況でマイクロバスによる町営バスを運行されていたが、利用者も少なく、経費もかさむことから、新しい地域交通を模索することとなり、地域の特性とニーズ調査によりデマンド型乗り合いタクシーをされていました。

和気あいあいタクシーの運営状況は、町内全域で運行し、利用料は1回につき300円で、ジャンボタクシー5台で運行されています。

運行形態としては、午前中は各地区からまち中エリアへの運行、午後はまち中エリアから各地区への運行となっております。

利用方法は、最初に利用者登録をしておき、利用したい時に30分前までに予約センターに電話をし、目的地に着いたら料金を支払う仕組みとなっております。

委員会の視察考察といたしましては、宍粟市の実態と比較した時、同じ300円料金と仮定して、補助費等との概算では約1億3,600万円程度になるのではないかとと思われるので、当局の試算の2億円前後は少し高過ぎるのではないかという印象を持ちました。神姫バスと市との関係性、運輸省との協議を円滑に運ぶ方法も見い出す必要があるのではないかと思います。協議、議論も大切ではありますが、思いやり号、もしもしバスなどの小さな実験を積み重ねて、宍粟市デマンド方式をさらに磨く必要があるのではないかと思います。

また、外出支援との関係では、和気町は福祉部門の有償輸送サービスと対象者を完全に分けており、受益者負担の原則が守られております。このことによって、持続可能なサービスとなっております。宍粟市でも、外出支援とのさび分けが必要と思われるので、実態精査をする必要があるのではないかと思います。

宍粟市においては、北部地域と南部地域の格差是正、安い利用料金の設定、1便当たりの乗車人数をいかに充実させるかなど総合的な施策が求められております。

なお、各委員の所感につきましては、報告書に記載をいたしておりますので、後ほど御高覧願いたいと思います。

続きまして、10月9日でございますが、若者の流出に悩む自治体として、若者の定住、移住者の獲得に力を入れ、人口の社会減を抑制している島根県の飯南町を訪問し、視察研修を行いました。

飯南町からは、山碕町長ほか関係職員に出席をいただきまして、説明を受けました。

飯南町は、平成17年1月に赤来町、頓原町の両町が新設合併し飯南町になりました。

た。

面積は、242.84平方キロメートルであります。

平成26年4月の人口は5,303人、世帯数は2,111世帯で、高齢化率は41.07%であります。

飯南町の定住促進支援制度としては、一つ目に、農林業定住研修制度があり、2年間の研修を受け、「認定就農者」として地域の担い手となる人材を育成する制度で、研修手当として月15万円を支給しております。この制度により自立されている方が3名、現在研修中の方が2名おられるようであります。

次に、地域資源情報バンク制度で、飯南町には、不動産業者がないため、その対策としてバンクを創設され、町自ら物件を調査し、所有者より賃貸、売却の希望を聞かれて、現在登録件数は86件となっているようであります。Iターン者は若い世代が多いので、賃貸物件の希望が多くなっているとのことでありました。

次に、飯南暮らし体験住宅として、空き家1軒を改修し、飯南町での交流・移住を前提に、田舎暮らし体験したい人なら誰でも利用できる施設で、利用料は、例えば、夫婦2人で1週間滞在で8,000円となっており、体験型の住宅需要から定住に繋がっているケースも出ているとのことでした。

次に、定住促進賃貸住宅制度では、この制度は25年間家賃4万円で町営住宅に住めば、土地と建物を入居者に無償で譲渡する制度で、住宅では、3LDKの4タイプの中から入居者が選び、町が建設するもので、飯南町の目玉の制度となっております。

委員会としての視察考察であります。宍粟市と飯南町を比較すれば、浜田自動車道と国道54号線、鳥取自動車道と国道29号線、類似した交通条件であります。少し寂れていく要素は似ているのかなと思います。時代の発展にあわせて、どの動脈道路に繋ぎ、他自治体のどの活力要素を宍粟に導き込むのかが大事だと感じました。

宍粟市の主産業は何なのか、PRポイントは何なのか、それを明確にし、そのために呼び込む移住者はどの層なのか、方針の見直しが必要であると思います。

また、まちづくり推進部と産業部に責任分散している実態の問題もあると思います。定住促進については、相談員のスキルが一番大切であり、相談員自ら積極的に活動することが大切であると思われれます。ふるさと回帰フェア、新農業人フェアなど都市部へのPR活動が大事であります。

また、保育料の減額など子育てしやすい制度づくりをすることにより、若者が住みやすい環境をつくれれば、Uターンが進むのではないかと思われれます。

さらに、移住希望者の負担軽減策を充実させるなど、移住者のニーズ把握について潜在的なニーズの掘り起こしが大切であります。自治会入町費、協議費のあり方など、宍粟市が旧態依然としているのかもしれない。飯南町では、そういった協議費、入町費等は設定されていませんでした。

なお、各委員の所感につきましては、報告書に記載しておりますので、御高覧願いたいと思います。

以上で、総務文教常任委員会の行政視察の報告を終わります。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員会委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで、総務文教常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第4 民生生活常任委員会行政視察報告

議長（岸本義明君） 日程第4、民生生活常任委員会行政視察報告を議題といたします。

民生生活常任委員長の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 平成26年10月15日から16日に、平成26年度民生生活常任委員会行政視察を実施しましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

視察先は和歌山市のNPO法人エルシティオと和歌山県田辺市で、出席委員は伊藤一郎、山下由美、稲田常実、樫橋美恵子、高山政信、岸本義明、同行者は市民生活部長、健康福祉部長、健康福祉部健康増進課長、総合病院事務部長です。

今回の視察の目的としては、今年4月兵庫県において引きこもり相談支援センターが開設されました。県内の引きこもり者は推計1万人とされるが、公的機関やNPO等の支援を受けているのは1,400人であり、全体の1割から2割でしかありません。引きこもりの期間も7年以上が7割以上と長期化、高年齢化が見られ、家族の高年齢化も進んでいます。引きこもり青年を放置すれば、本人や家族が苦しむだけでなく、将来的に生活保護費などの公的扶助が増大する恐れがあります。社会の負担軽減をするためにも、社会問題として捉える必要があります。できるだけ早期に支援に繋げる必要があります。

和歌山市にあるNPO法人エルシティオは、平成16年に法人を設立され、早くか

ら引きこもり青年たちの支援を行っておられます。本市でも、平成24年に設立され、引きこもりの青年たちの支援を行っているNPO法人がありますが、運営に苦労されていると聞いています。そこで10年以上前から活動されているエルシティオの開設の経緯、取り組みを調査し参考にします。

また、田辺市においては、平成13年から引きこもり検討委員会を設置し、相談窓口を設けておられます。小中学校時は学校での接点があるものの、それ以降社会との繋がりが途絶え、引きこもりから抜け出せない若者が増えています。しかしながら、正確な人数を把握することは困難であり、本人や家族が相談に訪れない限り実態を把握できず、支援を行うこともできません。そこで、委員会は窓口設置の経緯を調査し、今後の取り組みの参考にいたします。

1日目の10月15日には、NPO法人エルシティオを視察しました。エルシティオからは金城理事長に出席していただきました。

エルシティオの活動は、引きこもりの青年や神経症及び重症神経症・情動コントロール障害・広汎性発達障害・行為障害・反社会性人格障害の青年らの働く場の保障や心のリハビリテーション、また、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、引きこもり等についての啓発活動や当事者の自立の促進を行い、地域福祉の向上等に寄与することを目的としています。

内容は引きこもり等に関する支援事業として相談・居場所の提供・啓発・当事者サークル・親の会の支援等です。スタッフは常勤2名、非常勤3名のうち精神保健福祉士が1名おられます。

利用者は約40名で、費用は作業所・居場所代として入所金20万円、通所利用料月2万円で、午前中はコーヒー作業、午後は自由、またイベント、お祭り、会議等でのコーヒー販売活動をされています。相談・訪問代として月5,000円、入所者は無料です。就労支援として農園・果樹園での就労体験をされています。親の会として「エルシティオ家族会」登校拒否・引きこもりの子ども・青年をもつ親の会があります。また、講演会を年2回程度されており、引きこもり支援の啓発活動をされています。

次に、2日目の10月16日は、田辺市を視察しました。

視察のテーマは引きこもり支援の取り組み状況についてお願いしました。田辺市からは保健福祉部健康増進課課長、参事、保健師、議会事務局局長、職員1名に出席していただきました。

田辺市は、平成17年5月1日に5市町村が合併して誕生、紀伊半島の南西側、和

歌山県の南部に位置しております。東西約45キロメートル、南北約46キロメートル、総面積は1,026.77キロ平方で、和歌山県全域の2割を超える近畿最大の面積を有しています。平成26年9月末現在で、人口は7万8,759人、世帯数は3万5,745世帯です。地形については、平野が少なく海岸部からすぐ山岳地帯へ移行しております。森林面積が全体の約9割を占めています。西寄りの海岸部に面した都市的地域を中心に、四つの川の流域に沿って山村地域が広がっており、気候は海岸部の温暖多雨な太平洋型気候から、山間地における内陸型の気候まで広範囲にわたっています。

田辺市の引きこもり支援の施策の概要については、平成13年1月、引きこもり検討委員会を設置、平成13年3月、引きこもり相談窓口を設置し、本人や家族を支援しています。相談は保健師1名専任、嘱託1名で専用電話による受け付けを平日の午後2時間行い、できるだけ来るように面談に繋げ、家族への支援から問題解決への糸口を見い出しています。継続相談を実施し、家族会、自助会参加を促し、必要に応じて医療機関等の関係機関へ紹介しています。

引きこもりは、社会的な活動からの回避が長期化し、社会生活の再開が著しく困難になってしまうことであり、学校を卒業すると相談する場所や支援の場所が少なくなります。義務教育から青年期にかけての途切れない支援と、早期に発見し、必要な手だてをすることが必要であると考えられますが、行政だけで取り組むことは困難であり、民間を含む関係機関との連携、市民の協力が必要です。宍粟市でも相談、情報提供等が可能な窓口の設置と支援体制の構築が必要であると感じられました。

各委員からの所感については報告書に記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員会委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

1番、鈴木浩之議員。

- 1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。今回引きこもりの方の支援ということで視察に行かれていますんですけども、視察目的とかの中に、将来的な生活保護費など公的扶助が増大となる恐れがあり、社会負担の軽減がその支援の目的だというふうな視察の目的というふうに書かれていますんですけども、これは二次的な問題だと思うんですけども、なぜそもそも引きこもりの方を支援しなければならないのかという、その目的というのは何かつかまれているんでしょうか。

議長（岸本義明君） 伊藤民生生活常任委員長。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 私の周辺においても学校に行かなくて、そのまま家に閉じこもるような状態が続いている人が近所に何名かおられます。そういう姿を見ていて、何とかこの人たちを手助けしたいなというところから入っているんじゃないかなと思います。ただ、それをすることによって、二次的に今言われたように、公的な費用も軽減されると考えた、所管として捉えたわけであります。

議長（岸本義明君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） これで質疑なしと認め、これで民生生活常任委員会の行政視察報告は終わります。

日程第5 産業建設常任委員会行政視察報告

議長（岸本義明君） 日程第5、産業建設常任委員会行政視察報告を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成26年度産業建設常任委員会行政視察を実施いたしましたので、会議規則第111条の規定により御報告をいたします。

平成26年11月11日から12日にかけて、愛媛県西条市と徳島県三好市を視察いたしました。出席委員は、私、実友、福島副委員長、飯田委員、小林委員、西本委員、それから岸本議長。欠席委員は林委員でございます。同行者は産業部長と建設部長でございます。

視察概要を御説明いたします。

まず、11月11日に視察した愛媛県西条市では、西条農業革新都市プロジェクトについて視察研修をさせていただきました。西条市からは、農業革新都市推進室長や同推進係長、議会事務局長、議事課副主査に御出席をいただき説明を受けました。

西条市は、平成16年に4市町が合併し、新しく誕生いたしました。愛媛県の東部に位置し、東西29.71キロメートル、南北25.86キロメートル、面積は509.07平方キロメートルでございます。南には西日本最高峰の石鎚山、北には瀬戸内海と海と平野と山がそろった地域でございます。水田面積は4,269ヘクタールで県内一となっており、多くの農産物を供給する生産都市でございます。平成25年度末の人口は11万3,127人、世帯数は4万9,464世帯でございます。

西条市では、平成14年度から、全国に先駆けて、関西圏に向けた地場野菜直接販

売事業や地域輸出商社育成事業など、総合6次産業都市の実現に向け取り組んでいます。

西条農業革新都市は、平成23年3月に、西条市が日本経済団体連合会未来都市モデルプロジェクト実証地域に選定されたことを機に、官民協働で取り組むプロジェクトとしてスタートいたしました。農業界と経済界が連携をし、マーケットから寄せられた販売ニーズをもとに、農産物の産地化を図るマーケットインの仕組みの実現を目指し、農業の生産、加工、流通の流れを繋げる取り組みが始まりました。

同年8月には、先進農業を実現するため、地域の企業、農協、地域の産業支援機関が1億円を出資し、中核事業体となる農業法人サンライズファームが設立されました。さまざまな技術やノウハウを有する企業と地域農業関係者の連携により、ネットワークカメラによる遠隔地からの農場管理やGPS技術を利用した農業機械による効率的な農業栽培などの先進技術を用いた農業の実践、加工、販売事業者と直結することによる農産物の効率的利用や光照射による鮮度保持技術を用いた農産物の付加価値向上、海外市場への販路開拓など総合的に取り組むことで、地域農業の活性化及び新産業を創出することを目的としております。

12月には、市が提案した西条農業革新都市が内閣総理大臣から地域活性化総合特区に指定されました。西条農業革新都市は国と地方の協働プロジェクトとして、国と地方の協議会を経て策定した総合特別区域計画をもとに、経済効果40億円の達成を目指して推進しています。

今年2月には、販売側と生産側を繋ぐ役割を果たし、総合特区の目標を達成するために加工会社が設立されました。出資の構成としては、ファームの中心となっている企業をはじめ農協や地元運送会社、市の第三セクター、県外の食品会社のほか銀行も参入をされています。生産サイドに近い企業と販売サイドに近い企業の双方が参画している点が特徴となっています。これにより産・学・官・金の連携が実現をいたしました。加工センターは10月末に竣工し、11月に稼働予定となっていることをごさいました。

また、プロジェクトでは、事業拡大だけでなく、高等学校と連携した高校生の農業ビジネススクールの開催や農業法人による研修生を受け入れた現場実習など農業分野の担い手育成にも取り組んでおられました。

見学をさせていただきました施設、株式会社サンライズファーム西条の農場では、農場長に施設等について説明をしていただきました。ちょうどレタスの植えつけをされており、若い人を含めた10人くらいの方が働いておられました。近くには気象

データを測定するフィールドセンサーも設置されておりました。現在、農場は6.9ヘクタールでございますが、20ヘクタールまで拡大する予定とのことでございます。

続いて、11月12日には、徳島県三好市を訪問し、企業誘致（学校跡地）の取り組みと温泉施設へのまきボイラーの導入について、視察研修をさせていただきました。

三好市からは大浦議長をはじめ、産業観光部観光課長、企画財政課地域振興課課長補佐、議会事務局長に御出席をいただき、説明を受けました。

三好市は、平成18年に6町村が合併して誕生しました。面積は721.48平方キロメートルで、約90%が山地となっております。自然豊かな地域であり、中でも大歩危峡や祖谷のかずら橋など文化遺産は、徳島県の観光拠点ともなっています。平成25年度末の人口は2万9,364人、世帯数は1万3,468世帯でございます。

三好市では、平成24年度から休廃校となった学校跡地への企業誘致の取り組みを始めました。その当時には、少子化・過疎化による児童数の減少で、学校としての利用を休止・廃止した施設が28校あり、避難所や投票所、社会教育施設としての利用にとどまっておりました。市の施設としての活用の内部検討でも提案がなく、地域意見の聴取をしたところ、地域活性化のために活用を求める声が多くあり、全国の廃校利活用事例の調査（視察）をいたしました。が、地域だけで活用案を出すには限界がありました。休廃校22校について活用アイデアの募集を行い、応募がありましたが、なかなか活用に結びつかないのが現状でありました。

そこで、提案する企業・団体・個人が自ら事業を行う休廃校等活用事業の募集を行うために、休校になっている学校のうち13校について地元協議の上、廃校の手続きをして活用が可能な状態にし、また地域住民の施設利用を担保するため、新たに条例の制定も行い、環境を整備して公募を行いました。

活用事業の提案に際しては、雇用の創出や産業振興、福祉の増進が図られる等の事業が要件となっております。

施設の利用に関しては、現状のままの貸し付けを原則とし、家賃は無料、施設の光熱水費・維持管理費用は活用主体が負担するものとなっております。施設を改修する場合は、市の承認を得たものは活用主体の責任と費用負担であることが条件となっております。

また、事業の公募と並行して、各方面に働きかけ、東京と大阪で5回の活用誘致説明会を実施し、希望する企業には現地で廃校視察ツアーを開催し企業誘致を進めています。

現在、この公募は第7次募集まで行っており、18件の応募があり、そのうち福祉

関係施設、農産物加工所・販売所、サテライトオフィス、デザイン事務所、物流センター等、12件の事業選定をしています。活用実績は10件8校となっています。

この事業に関連して、40人の地元雇用が生まれています。また、事業責任者等の市外からの移住者は10人になっています。

廃校以外にも空き家や空き店舗も視野に入れ、空き家対策担当や定住対策担当、県とも協力して、行政として積極的に企業誘致に取り組んでいます。

次に、温泉施設へのまきボイラーの導入の取り組みについては、豊富な森林資源を利活用するため、スギ間伐材のC・B材を中心とした材の有効利用の一つとして、市内5カ所の施設へ15台を導入いたしました。木質エネルギー資源の有効活用を図る上で、この地域でのまき、チップ、ペレット、おが粉の可能性調査を行い、検討をしましたが、最終的に加工受け入れ施設の関係でまきボイラーを選定いたしました。燃料のまきは、第三セクターで収集し、1立方メートル当たりの単価は8,500円となっています。ランニングコストの検証は今行っているとのことでございます。まきを使うか化石燃料を使うかは各施設に判断を任せている状態でございます。

各委員の所感も記載しておりますが、それについては後ほど御高覧いただきたいと思っております。

以上で、産業建設常任委員会行政視察の報告といたします。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。1番、鈴木浩之議員。

- 1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。今回、報告書を見させていただくと、今報告をお聞きしたんですけれども、そもそもこの西条市、三好市をなぜ選んだのかという視察の目的自体がちょっとどこにも見当たらなかったのとお伺いしたいのと、あと、この報告書が、例えば市民の目に触れたときに、はっきり言いますと、だから何という話だと思っんです。西条市とか三好市がこんなことを取り組んでいるという御紹介をいただくのは確かなんですけれども、それを受けて委員会としてどのようなことを生かすとか、どういうところを宍粟市の中で検証するということが大切だと思っんですけれども、そのあたり2点お伺いします。

議長（岸本義明君） 実友産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 視察の目的でございますけれども、やはり、両市町とも先進的な地域でございます。そういった農業関係、それから学校空き地とかそういったものの企業誘致ですね、そういったものについても非常に先進的な

ところでございましたので、視察をさせていただきました。

それから、私たちもこれから宍粟市にこういったものをこの先進の目的を持って帰るかということがございますけれども、私たちはこの企業誘致については学校跡地というのを非常に斬新的な考えだったというふうに考えております。これについては、宍粟市においても考えていかざるを得ないかなと。

それから、農業については、非常に大きな農業のプロジェクトでございました。このことについては、宍粟市としてどういったことができるか、私の考えだったんですが、大きな会社といいますか、今、東海漬物が来ております。東海漬物等についても非常にそういったところの作物等指導をいただいて、宍粟市としてその作物を取り組んでいくのがいいんじゃないかと、そういったことを感じたところでございます。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業建設常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第6 第127号議案

議長（岸本義明君） 日程第6、第127号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第127号議案、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員であり、宍粟市からは11名が委嘱され、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍いただいているところであります。

このたび、宍粟市千種町河呂279番地、木原 朗氏が平成27年3月31日で任期満了となりますが、再度、木原 朗氏を人権擁護委員候補者に推薦しようとするものであります。

木原 朗氏は、人格識見ともすぐれ、法務局勤務を通じ、地域社会の人権意識高揚に努められてきました。平成24年4月からは、積極的に人権擁護委員として活躍をなされ、人権擁護、人権啓発に多大な貢献をなされており、引き続き市民の人権擁護に取り組んでいただきたく、ここに推薦し、議会の御意見を求めるものであり

ます。

内容御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。何か質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第127号議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

採決を行います。

第127号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第127号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第128号議案

議長（岸本義明君） 日程第7、第128号議案、宍粟市いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第128号議案、宍粟市いじめ防止対策推進条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめの未然防止や早期発見、早期対応のための基本理念及び関係者の責務が明示され、地方公共団体及び学校設置者、学校に実効的な対応が求められました。

そこで、本市においても、いじめ問題の克服に向けた施策や活動を総合的に展開していくため、今回、条例を制定するものであります。

条例の内容としましては、まず、いじめの防止等に係る基本理念とともに、市及び市立学校や保護者の責務、さらには市民の役割を示しております。そして、いじ

め問題に対応するために、市が設置する三つの組織について、それぞれが担う役割等についても明示をしております。

以上、御説明申し上げました内容につきましては、市民総がかりでいじめ問題の克服に向けた施策や活動を、総合的かつ効果的に展開する上で有用であると考えられますので、内容を御審議の上、本条例制定につきましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。質疑ですけども、まず、教職員の責務についてお伺いします。

この条例案の第6条に、宍粟市立学校及び市立学校の教職員の責務ということで書かれているんですけども、この条例の中では、児童生徒間、子どもの中で起こるいじめということしか想定されていないんですけども、昨今というか、いろいろ教職員が間接的にいじめを助長したりとか、誘発したりという事案も各地ではあると思いますけども、そういった教職員の児童等に対するいじめ、人権侵害ですね、そういったことにどのように対応していこうとしているのか、そのあたりをお伺いします。

もう1個は、私立の教育機関、また幼稚園、保育所、認定こども園におけるいじめについてです。

この条例では、私立の教育機関、社会福祉法人等も含めてなんですが、保育所、幼稚園、認定こども園でのいじめが想定されていないというふうに見れるんですけども、こういった場所での、子どもが集まる場所でのいじめ、人権侵害についてどのように対応するのか。

以上、2点お願いします。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の教師の部分はどうするのかというところでございますが、御質問のとおり、この本条例は、平成25年に制定をされました「いじめ防止対策推進法」、国の法律を受けて条例化をしようとするところでございますが、御指摘のとおり、

教職員の部分については規定はしていません。御質問のそれではどうするのかというところでございますが、指導者への対応といたしましては、平成25年3月13日付で文部科学省から体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底についてというような通知がまいっております。この中では、懲戒と体罰の区別において、人権尊重の精神や児童生徒理解に基づいた丁寧な指導の徹底が図られたところでございます。

本市におきましても、所管する各学校の教職員に対して、より一層子どもの人権を尊重した指導が行われるよう、改善、充実に促すとともに、体罰等の不適切な指導については、任命権者である県教委と連携をして、毅然とした態度をもって対応したいとこのように考えているところでございます。

次に、2点目の主に就学前教育における私立の機関も含めた就学前教育におけるいじめという、人権侵害という部分でございますが、御指摘のとおり、この本市の条例案におきましては、就学前の部分については規定をしておりません。

その考え方でございますが、幼児期におきましては、人間関係能力が未発達なため、いじめと言えるかどうかというのが非常に微妙というふうに考えております。一般的に、市の教育委員会といたしましては、それはいじめではなく、子ども同士の間人間関係の中でのトラブルというふうに位置づけをしておるところでございます。

そこで、指導の部分でございますが、幼稚園並びに保育所におきましては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で5領域の狙いが定まっているわけでございます。そのうちの一つで、人間関係の領域に示されておりますとおり、他の人々と親しみ支え合って生活するために、自身を育て人とかかわる力を育成するというような領域がございます。

そういうことを踏まえまして、個々の発達段階に応じた丁寧な保育を推進していくことで、そうした人間関係、子ども同士のトラブルを未然に防いでいきたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第128号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第8 第129号議案

議長（岸本義明君） 日程8、第129号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第129号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

出産育児一時金の支給額について、健康保険法施行令等が改正され、平成27年1月1日から施行されることから、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、加算額を3万円から1万6,000円に引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を39万円から40万4,000円に引き上げることにより、加算後の支給総額を42万円に維持するため、国民健康保険条例を改正するものであります。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第129号議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第9 第130号議案

議長（岸本義明君） 日程第9、第130号議案、社会福祉法人に関する事務の委託の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第130号議案、社会福祉法人に関する事務の委託の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第2次地域主権改革の一環として、社会福祉法の一部改正により、社会福祉法人に関する指導監督事務が平成25年4月より一般市にも権限移譲されました。当市では、当該移譲事務を県に委託をしていましたが、平成27年3月31日限りでの委託の廃止を協議するものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第130号議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第10 第131号議案

議長（岸本義明君） 日程第10、第131号議案、新市建設計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第131号議案、新市建設計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新市建設計画につきましては、平成16年8月、旧山崎町、旧一宮町、旧波賀町、旧千種町の4町の合併に当たり、それぞれの地域の特性や4町がこれまで進めてきた施策を生かしながら、新市の一体性の確立、また、よりよい地域づくりを目指すことを目的に、合併協議会により策定されたものであります。

今回の変更については、平成24年6月に、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併市町村においては、合併特例債の期間が「合併年度及びそれに続く10年度」から「合併年度及びそれに続く15年度」に延長されたことに伴い、新市建設計画の計画期間を「合併後概ね10年間」とあったものを延長し、平成32年度までの「合併後16年間」に変更するとともに、財政計画について平成25年度までを決算値に置きかえた上で、平成32年度まで延長するものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。新市建設計画、今回変更ということなんですけども、変更前に关していうと、合併後概ね10年間の中では主要事業、公共施設の統合整備の基本的考えを定めるところで、平成26年度末が期限というふうになっているんですけれども、財政計画のほうは15年を見据えていたはずなんですけれども、今回、どちらも平成32年までの16年間というふうに改めているんですけれども、なぜ今の時期というか、この時期にそういった変更がなされるのか、ちょっとそもそもの変更理由というのがわからないんですけれども、そのあたり御説明いただけますか。

議長（岸本義明君） 高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、私のほうから新市建設計画につきまして、この時期になぜ計画を変更するのかということでございますけれども、先ほど市長の提案説明にもありましたけれども、現行の新市建設計画につきましては、

平成16年8月に宍粟市の合併に当たりまして、旧4町で構成されました合併協議会により策定されたものでございます。

その計画期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間となっております。

これまでの間に、新市建設計画に基づきまして行う事業につきましては、地方債をもってその財源とすることが認められておりまして、合併特例債を活用し、各種事業を推進してまいっております。

この計画は、今年度末をもって計画期間が終了するわけでございますけれども、平成24年6月に東日本大震災を契機といたしまして、法律の施行があり、地方債をもってその財源とできる期間が、合併年度及びそれに続く15年間に延長されたことから、新市建設計画の計画期間を平成17年度から平成32年度までの期間に延長するものでございます。

宍粟市に認められております合併特例債の上限は約181億円となっておりますが、今年度末までに活用する見込みの額は約124億円でございます。今後計画期間を延長した平成32年度までに、残り残額約57億円の範囲内で引き続き合併特例債を有効に活用していきたいというふうに考えております。

このため、合併特例債の活用の前提となります新市建設計画の期間を延長するものでございます。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第131号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第11 議第132号

議長（岸本義明君） 日程第11、第132号議案、平成26年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第132号議案、平成26年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、宍粟市農作物共済事業に平成23年度から平成25年度の3カ年継続加入し、被害がない、あるいは被害の少なかった農家に対して、宍粟市農業共済条例第42条第1項の規定により、農家はその3カ年に負担した掛金の2分の1を限度として、無事戻し金を交付しようとするものであります。

なお、その財源といたしましては、農家の負担した掛金を積み立てた特別積立金

と兵庫県農業共済組合連合会からの交付金を財源といたしております。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第132号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第12 第133号議案

議長（岸本義明君） 日程第12、第133号議案、市道路線の認定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第133号議案、市道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、市道認定しようとする路線は3路線であります。内容といたしましては、一宮町におきまして、道路改良を進めておりますバイパス工事が平成26年度完了いたしますので、バイパス区間について新しく市道南線バイパス・西深線バイパス・川西線西安積バイパスとして認定するものであります。

この道路の認定をするに当たり、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第133号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13 第134号議案～第136号議案

議長（岸本義明君） 日程第13、第134号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予

算（第5号）から、第136号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）までの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第134号議案から第136号議案までの補正予算3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度の事務事業執行に係る実質的な最終補正予算と位置づけ、施策の実施に支障を来たすことのないよう予算措置を講ずるものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第134号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）であります。補正総額で、歳入歳出それぞれに8,704万6,000円を追加し、補正後の総額を253億6,764万3,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費で、療養・休業補償費、防犯カメラ設置補助金やコミュニティ施設改修負担金等の追加を行い、民生費では、ふれあいサロン厨房調理機購入負担金、不妊治療費等を追加、衛生費では、ごみ袋代の追加補正を行っております。

土木費では、かわまちづくり事業に関連する庄能9号線の道路用地購入費と物件補償費、藤棚等の修繕、本多公園の駐車場舗装工事の追加を行っております。

消防費では、避難所用の電話機の購入費用、自主防災組織育成支援事業補助金等を計上しております。

さらに、教育費では、スクールバスの購入費の減額を行う一方で、家原遺跡公園整備の継続事業として、中世建物の復元工事費を計上し、また、緊急的な修繕としてスポニックパーク一宮の受水槽の修繕経費と給食センターの自動食器整理装置の更新工事等の追加を行っております。

また、災害復旧費については、8月の豪雨災害に伴う林道千町線や丸山線の林業施設の災害復旧事業を追加しておりますが、治山施設災害復旧事業につきましては、県予算の都合により、事業の見送りとなったことから減額を行っております。

次に、これらの財源となります歳入は、分担金で、災害復旧費に係る受益者負担金の増減を行い、国県支出金では、がんばる地域交付金の追加、災害復旧費の増減に伴い補助金等の整理を行っております。

さらに、寄附金では、公園指定の寄附金を計上し、繰入金では、藤棚整備にブナ基金を充当しております。

諸収入につきましては、本多公園トイレの整備に対する社会貢献広報事業交付金を計上し、市債につきましては、道路整備や家原遺跡公園の整備、災害復旧事業による追加補正をしております。

なお、家原遺跡公園復元事業と災害復旧事業については、標準工期が平成26年度では不足し、年度内完了しないことが見込まれることから、それぞれ繰越明許費を計上しております。

さらに、今年度中に発注が必要な小水力発電導入調査業務や一般廃棄物の収集運搬業務、小学校屋内運動場天井落下防止対策等工事の設計監理業務につきましては、それぞれ債務負担行為の設定を行っております。

次に、第135号議案、平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収支で、看護師の確保対策として、看護師宿舍制度創設に伴う宿舍の借り上げ費用を計上し、不規則な勤務形態で勤務する看護師の負担軽減と離職の抑制等を図ろうとするものであり、財源として、一般会計繰入金等を充当しております。

資本的収支では、看護学生奨学金に返納が生じたので、収入の整理を行うとともに、貸付金の精査をするものであります。

支出補正総額は95万2,000円で、補正後の支出予算の総額を50億7,028万7,000円としております。

また、収支状況から今後の財源の確保を図るために、一時借入金の限度額を1億円増額し、補正後の額を5億円とするものであります。

次に、第136号議案、平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、家畜共済勘定において、肥育牛で出荷目前の牛の事故や繁殖和牛における死産などの事故件数、支払共済金が想定以上となっているため、死廃共済金を増額し、これに伴う保険金などの財源をあわせて増額するものであります。

補正の総額は、収入支出にそれぞれ380万8,000円を増額し、補正後の総額を8,692万1,000円としております。

以上、補正予算3議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げましたが、冒頭で申し上げましたとおり、平成26年度の諸施策が、効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれ補正措置を講ずるものでありますので、諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 私は、第134号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）について、お伺いいたします。

教育費、家原遺跡公園復元住居改修事業費1,900万円とございますが、この分につきまして、この関連事業は平成25年度に3,500万円で繰越明許となりまして、この平成26年6月30日に完了しております。その事業を進める中で、地域からも公園整備とかということも含めて、地域の声も聞いてというようなことがあって、申し入れもしてありました。その中で、この1,900万円の補正ということは、その内容について、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 家原遺跡の復元の改修工事の内容でございますが、公園へ入っていただきますと、中世1という一番大きな建物がございます。そのカヤぶき屋根が思いのほか損傷が激しくて、雨漏りをしている状況が判明をいたしました。先ほど御指摘ございましたように、全体的な今計画を内部で詰めております。それができ上がりましたら、地域の皆さんの声を聞きながら運営も含めましたあり方を検討していく予定でございますが、今回はその老朽化が著しいというようなことで、早急に中世1のカヤぶきを改修しなければ、後々多額の経費がより発生するという判断のもとに、今回、御提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 私も第134号議案、一般会計補正予算について3点御質問をしたいと思います。

補正の予算につきまして、まず総務費でございますが、防犯カメラの設置補助金についてお伺いしたいと思います。

防犯カメラの設置につきましては、犯罪抑止ということで、多くの自治体でその設置の補助と言いますか、支援が増えてきているという認識はしておりますが、宍粟におきましては、これ新設の補助事業だというふうに思います。安全安心なまちづくりに寄与するという一方で、やはりプライバシー保護への配慮とか、あるいは、録画映像の管理とか、いろいろ運用上の課題があるのも事実かというふうに思います。

そこで、これらの課題について、どのような管理運用規定などを定められているのかお伺いをしたいと思います。

それから、続きまして、2点目が衛生費でございます。

ごみ袋代の補正が上がってございますが、今回、約300万円の補正、当初予算を含めまして、補正後合計金額が約1,700万円となると思います。この金額は、平成25年度の決算額の約1.5倍に相当する金額でございます。当局からは、ごみ自体の量につきましては、減量の方向にあるというふうに伺っておりますけれども、なぜ袋代作成費用が増えていくのか、お伺いをしたいと思います。

それから、三つ目、土木費でございます。

土木費の都市計画費の中に、公園駐車場の整備工事が計上されております。これ多分、本多公園の整備費だというように思いますが、御案内のとおり、本多公園は公園の種別の中で近隣公園という位置づけがございますが、近隣公園というのは、誘致距離大体500メートルで、近隣の居住されている方が利用される憩いの場ということでございます。その場になぜ駐車場整備が必要なのかお伺いをしたいと思います。

以上、3点、お願いいたします。

議長（岸本義明君） 中岸まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（中岸芳和君） 失礼します。まず、第1点目の防犯カメラの設置の件につきまして、御回答させていただきたいと思っております。

防犯カメラにつきましては、議員が言われましたように、犯罪の抑止とかそういうことで役に立つということは考えております。ただ、その一方で撮られたものを他の目的で使われプライバシーが侵害がされると、そういうことについて不安を感じるという声もあるというのも承知はしております。

その中で、プライバシー保護に配慮して運用するというのを設置者のほうに指導、また申請のときにつけていただくということを考えております。

そのプライバシー保護等の内容につきましては、まずカメラ設置の取扱者、また責任者を定めていただくこと。また、防犯カメラが設置しておりますということを表示していただく。さらに、撮られた画像等の適正な管理をしていただく。この中には保管期限を最低一月程度にさせていただいて、その後は速やかに消去をするということ。また、画像の提供を制限する、これはむやみやたらに第三者に提供をしないようにする。そして、また市民等から苦情があった場合は、その苦情について適切に対応するという、このようなことを書いた防犯カメラの運用基準というもの

をそれぞれの設置者のほうで関係者の同意のもとにつくっていただいて、それを申請時につけていただいて、それに対して補助をさせていただこうと、そのように考えております。

○議長（岸本義明君） 船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） 私のほうからは、ごみ袋代の補正につきまして、補正後の予算総額が平成25年度の決算の1.5倍になると、その理由についてということで、端的に言いますと、この増額につきましては、ごみ袋代の原材料の高騰と消費税の改正によるアップによるごみ袋の作製経費の増加によるものであります。

宍粟市の指定ごみ袋の作製に当たりましては、耐久性と焼却時における有害物質の発生の抑制の観点から、中低圧法高密度ポリエチレンを材料として実績価格を満足する材料として指定をしております。

年度当初に入札を実施しましたが、この高騰の影響で不調となりまして、数量を調整する中で、再度入札し、落札を見たということで、数量を減額して入札をしたという経緯があります。この原因につきましても、業者のほうに聞きますと、原材料の高騰が大きな要因であるということ聞いております。

ごみ袋の数量につきましては、当初の計画と同じ数量を予定しております。変更はありません。

次に、ごみ袋を透明の容器包装へ変更できないかということなんですけれども、これにつきましても、資源ごみの専用袋は排出者の利用性や安全性を考慮して、分別しやすく作成しております。

ごみの減量化を促進するためにも、排出者に一定の御負担をいただくことが適切と考えており、また、分別意識の向上に繋がることや、収集作業の効率性や指定袋の自然ごみ収集を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 前川建設部長。

建設部長（前川計雄君） 私のほうからは、公園駐車場の整備工事につきまして説明させていただきます。

議員御存じのとおり、本多公園につきましては、近隣公園としての位置づけがされております。先ほどおっしゃったように近隣に居住する方の利用に供するということがございますが、500メートルの範囲内で徒歩で利用できる公園となっております。現実的には、もっと今現在、広い範囲からの来園者が利用されております。利用者の多くにつきましては、今現在ないという関係で文化会館等の駐車場

を利用されておりますが、イベント等があれば使用できない状況になります。

また、平成20年の1月に、国土交通省からの高齢者・障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的とした都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインが示されておりまして、全ての人が使いやすい公園として必要最小限の駐車場整備をするものでございます。今現在、10台から15台ほどを確保できる駐車場と考えております。

また、駐車場の計画地につきましては、本多公園の共用施設としてサツキを展示するため、昭和60年に整備されましたが、数年前から展示は休止状態となり、本年、平成26年にサツキ生産同好会等が解散されまして、放置された状態となっております。共用施設はなくなりますが、当公園には、「新兵庫史を歩く」でも紹介されました紙屋門等、歴史的建造物、史跡がありますので、共用施設の位置づけとして広く紹介していきたい、そのためには一定の駐車場整備は必要と考えております。そういうことで駐車場の整備をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） まず、防犯カメラの件でございますが、防犯カメラ運用基準というものが定められているようでございますので、議長に取り計らいをお願いしたいんですが、常任委員会のほうにその基準を提示していただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

議長（岸本義明君） はい、わかりました。取り計らいします。

6番（大畑利明君） それから、2点目のごみ袋につきまして、数量は増えていないけども、消費税なり原材料のアップということですが、これは当初予算の中で、十分それはわかっていた話じゃないかなというふうに思います。

それで、質問前に答えられてしまったんで、なかなか質問がしにくいんですが、資源ごみの回収袋が現地で焼却になっているということから、せっかくお金をかけて作製するものが燃やされてしまうということは、容器包装リサイクル法にも合致していないので、その辺は検討を進めてほしいということは、随分お願いしておりました。そういうことが、今後含めて検討していただけるのかどうか、もう一度お伺いをしたいと思います。

それから、3点目の公園の駐車場でございますが、いろいろ説明いただきましたけども、どうもイベントのための駐車場、イベントのときの駐車場不足を補うというようなことがちらほら伺えますし、図書館の利用者が、あそこを利用される最適

な場所に駐車場がつくられようとしているので、私は本来目的外使用になるんではないかなということも考えますので、その辺問題ないのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（岸本義明君） 船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） 1点目の当初予算から大幅にアップしようということで、当初予算のときにも一定社会情勢を把握する中で、当初予算は組んでおったんですけども、やはり予算を設定してから執行するまでの間に社会情勢が大きく原材料が高騰したということで、入札不調も含めて数量が足らなくなったということで、今回の補正ということになりました。

それから、2点目の資源ごみの分が焼却のほうに回っているということなんですけれども、これも前から議会のほうでいろいろと質問を受けておる関係があります。一定、市の方針としましては、資源ごみの袋につきましては、排出者の利便性、それから安全性を考慮する中で、分別しやすいように袋も作製しておりまして、ごみの減量化を促進する中で一定この方針で進めていきたいと、それから、作業の効率性の観点からも指定袋でごみの排出をお願いしたいということで、市の方針として掲げております。

以上です。

議長（岸本義明君） 前川建設部長。

建設部長（前川計雄君） 先ほど申しましたように、本多公園の敷地内に、この昔あったサツキ展示場がございます。先ほど言いましたように、荒廃しているというような状態で、先ほど指摘があったように、イベント等でほかの目的外使用で大丈夫なんかという話でございますが、先ほど言いましたように、歴史的な史跡資料がございますので、共用施設の位置づけとして駐車場整備をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私も第134号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）についてお伺いします。

債務負担行為の補正についてなんですけれども、一般廃棄物収集運搬業務委託で平成27年度から平成29年度までで5億5,313万1,000円というふうな計上がされていますが、これは複数年契約ということがあるとは思いますが、実際に複数年契約にする根拠ですね、なぜ複数年契約を結ぶのか。あと、複数年契約、委託契約

にする場合、単年度の評価なり業務の形態が変わることによって契約変更であるとか、そういったことがあると思うんですけれども、そのあたり評価、変更等はどのように行われるのか、そのあたりをお伺いします。

○議長（岸本義明君） 船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） 一般廃棄物の収集の債務負担行為につきまして、御質問のお答えをしたいと思います。

複数年度の契約とする根拠につきましては、単年度契約では業務を行うために特殊車両の購入や設備の投資が必要になってきます。この費用を単年度契約でこの期間内に償還することは難しいということで、数カ年の業務を継続してしなければ採算がとれないというようなことになっております。

その観点から新規の参入者につきましては、入札の機会があってもなかなか採算がとれないということで、参入の障害になっておるといようなこともあり、その関係から競争性が働かず、適正な執行ができないということになってくると思います。

加えまして、単年度契約をしようとする場合には、受託者が毎年度この入れ替わることの危険性もある。特に、年度当初などに入れ替わりますと、作業時の時間が超過したり、ごみの取り残し、それからミスがあったり、そういうトラブルが発生すると予想されます。よって、そのことによりまして住民サービスの低下を招くと危惧されております。

そのことから、複数年契約をすることによって、受託者が人員の配置なり運搬車両の購入の確保、維持管理が保障されて、そういう契約でないと投資した特有設備なり車両施設が十分、複数年ですることによって固定費の回収が図られ、安定した事業運営ができるということになります。

それから、また委託者におきましては、入札、それから契約に伴う煩雑な事務の回数が減ることによりまして、契約事務の効率化、コストの削減に繋がると考えております。

この間、複数年契約をやっております。その評価につきましては、事業経費の削減はもとより、同一業者による継続性、それから信頼性が図られ、受託者の経営安定に基づいた適正な職務執行が確保され、住民に対する安定したサービスの提供が図られるというように評価をしております。

以上です。

議長（岸本義明君） 質疑ですか。

1 番、鈴木浩之議員。

1 番（鈴木浩之君） 今のお答えの中でいくと、特殊車両、設備の償還ということや、それが新規参入を妨げるという話なんですけど、それはあくまで受託者側の経営努力の問題であって、こちらがそれを配慮する必要があるのかどうか、ちょっとそのあたりもう一度伺います。

あと、受託者が入れ替わることによってミスが誘発されるというんですけど、それも結局3年というスパンであったとしても、3年、3年の間には起こり得ることですよね。単年度であったからミスが誘発するということと、その御説明の筋が合わないと思うんですけども、もう一度その2点お伺いしたいんですが。

○議長（岸本義明君） 船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） 1点目の車両の購入、経費の投資を図るということで、やはり収集特殊車両でありますので、なかなか単年度で契約すると償却がし切れないということで、なかなか事業に参入しようとしても特殊車両の償還を考えると、なかなか事業に参入ができないという危険性があるということで、やはり、その償還を相確保して安全に安定した業務を遂行してもらうためには、やはり、そこを3年、複数年で契約すべきだというように考えております。

もう1点の業者が変更ということになる部分につきましては、やはり、新年度当初からこの業務を遂行しなくてはならない、4月1日から即業務委託を実施しなくてはならないということで、事前に準備期間として、この債務負担行為によりまして執行をしていくという段取りをしております。

この準備期間が定めているこの期間のうちに収集の形態なり、そういう作業の準備をしてもらうということで、準備期間をとった形での運用をしていきたいというように考えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） お答えの意味が全くわからないので、委員会でしっかり説明してください。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第134号議案から第136号議案までの3議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第14 第137号議案

議長（岸本義明君） 日程第14、第137号議案、（仮称）千種・認定こども園及び図書館新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第137号議案、（仮称）千種・認定こども園及び図書館新築工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事の概要としましては、少子化が進む中、社会環境の変化や保護者の多様なニーズに対応できるよう、また、就学前の子どもたちのよりよい幼児教育・保育環境の構築を図るため、幼稚園及び保育所機能を一体的に行うことのできる幼保一元化施設「認定こども園」を建設し、あわせて現在の千種ミニ図書館にかわり、地域住民が読書に親しみ、交流と仲間づくりがより一層進められるよう新たな図書館を千種町千草に建設するものです。

工事につきましては、既に造成が完了しております千種小学校南側周辺を整備し、認定こども園と図書館が一体となった平屋建ての複合施設を建設しようとするものであります。

この工事の実施に当たり、去る平成26年11月21日及び25日に入札を執行しましたが、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2の規定により、最低価格入札者の兵庫県宍粟市山崎町須賀沢1208番地、八幡建設株式会社、代表取締役石丸芳行と、契約金額4億7,174万4,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第137号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで、第137号議案の委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前 11時27分休憩

午後 2時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

御報告申し上げます。小林健志議員より本日の本会議を早退する旨の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

次に、総務文教常任委員長から第137号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第137号議案を日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第137号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 第137号議案

議長(岸本義明君) 追加日程第1、第137号議案、(仮称)千種・認定こども園及び図書館新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、本日、総務文教常任委員会に付託をしていたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 本日、12月3日に、審査付託のありました第137号議案、(仮称)千種・認定こども園及び図書館新築工事請負契約の締結については、本日、第14回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第137号議案、(仮称)千種・認定こども園及び図書館新築工事請負契約の締結については、就学前の子どもたちより、よりよい幼児教育・保育環境の構築を図るため、幼稚園及び保育所機能を一体的に行うことのできる認定こども園と地域住民が読書に親しみ、交流と仲間づくりがより一層進められるような新たな図書館をあわせて建設しようとするものであります。

審査において、予定価格の設定において、市場情勢動向の見誤りがあったのではないか。市内業者限定でなく、広く公募をするべきであったのではないかなどの意見が多数出ました。

審査の結果、賛成少数で原案を否決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わり、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、賛成者の発言を許します。

10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 10番、藤原です。第137号議案、（仮称）千種・認定こども園及び図書館の新築工事請負契約の締結につきまして、賛成の討論を行いたいと思います。

この工事の入札につきましては、急激な社会あるいは経済状況の変化によりまして入札が不調になり、この11月の26日に再入札をされまして、予定されましたが、予定価格内におさまらずに、最低価格の八幡建設株式会社と随意契約をするものがあります。

この随契は、法的にも問題もありませんし、そして、また工期のこともあります。また、それに加え市長からの提案にも重いものがあると、このように私は思うわけでございます。

以上、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私は、第137号議案、（仮称）千種・認定こども園及び図書館新築工事請負契約の締結について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、今回の案件に関して、工事に関して応札をしていただき、随意契約に応じる旨の意思を示していただいた事業者にかかわる部分は、反対討論の反対理由の中には含まれませんので、御承知おきいただきたいと思います。

まず、本件は不調、不落等を繰り返し、二度にわたる大幅な増額補正予算が可決されて以降、11月21日、25日と不調が続き、26日執行の入札においても不調に終わって、結果、2回目の入札業者との間で不落随契、不落による随意契約となっています。8月26日以降、この間5回入札不調を繰り返しています。

また、当初の予定の認定こども園の開園も平成27年4月の開園はできないということが、もう確定しております。それによって、半年近くの間、分園方式による運営が強いられて園児、保護者、また現場の職員の方に物理的、また精神的な負担を強いる結果となっております。

また、その分園方式によって、予定外の財政支出が求められることは明白であり

まして、工事費の増額とあわせると、これが認められれば計画的な財政運営に支障を来す、それが妨げられるということになります。

今回の契約自体は、入札方法、また不落随契という契約の形、手続には問題がないというふうに判断されますけれども、予定価格の算定、また制限つき一般競争入札の手続には非常に大きな問題をはらんでいると思います。

地方公共団体の締結する契約については、その経費が市民の税金で賄われておりますので、価格の有利性や機会均等、公正性を確保することが大変重要です。今回のように不調が続いたときは、もう一度設計内容や仕様書の変更を行うなど、経済性を考えた上で総合的な判断が求められると考えております。

予定価格の算定に関しては、当然、事業者側の適切な利益を確保した上で財政負担を抑えるということで、その相当の算出根拠、調査が必要であるかと思われま。例え、設計事業者が示した予定価格であっても、それを認め、その予定価格という厳格な基準を定めるのは、あくまで市長はじめ執行部、契約にかかわる職員であります。この価格が適正である根拠というのがまだ示されておりません。示されていない以上この契約金額が妥当かどうかの判断はつきかねます。

また、地元事業者に限定した入札参加資格、制限つき一般競争入札、これを周辺の他の自治体でも行えば、市内事業者を単なる価格競争に巻き込むことになります。逆に、今回、制限つきということは、地元の業者の育成という要素があるかと思えますけれども、逆に、その育成を阻害する結果になることを認識すべきであります。

今回のような当初予算工事費より1億円を超えるような大幅な増額を招いた要因は、設計に問題があること、またこういった制限つき一般競争入札にこだわった入札審査会の決定にあると考えます。

また、当局は、新築工事が市民の要望であることを強調されますが、千種町民あるいは穴粟市民の中には、そんなにお金を使わなくても既存施設を活用したやり方があるのではないかと、また、施設ばかりではなく質にもっとお金を使ってほしいなど、疑問を抱く声もたくさんあるのが事実であります。

こういったことを考慮いたしまして、今回の契約案件に関して言えば、反対をさせていただければと思います。

これで討論を終わります。

議長（岸本義明君） 次に、2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 2番、稲田です。第137号議案、（仮称）千種・認定こども園及び図書館新築工事請負契約の締結について、私は反対の立場で討論をいたしま

す。

当局の答弁で、今回の入札の不調、不落が続いた理由として、設計業者の実勢価格を考慮しない積算により、当初予算が低過ぎたという説明がありましたが、私はこの施設は特殊工法を用いたために起こったことと思っております。まず、この木工法がこども園や図書館にどうしても必要だったのか疑問であり、地域の要望であったのかと思います。市内の業者を最優先で入札することは結構ですが、この特殊工法に関しては、市内に自社でできるところはなく、金額も特殊工法を持っている業者の言い値であります。

よって、業者が見積もる時点で木工法の工手に関しては定価見積もりとなるため、大幅に見積価格と当初予算に差ができたものであります。

例えば、皆さんが家を建てる時、当初の見積額とこれだけ差が生じれば、施主として黙っていないでしょう。落札業者に対して異議を申し立てるつもりはありませんが、今回は設計業者の工手別の積算が甘かった。また、設計業者任せにしてきた当局にも責任があると思います。

工期がこれだけ延びてしまったのは、設計業者に問題があり、普通、工事業には粗悪工事を行うとペナルティーがあります。私はこの設計業者にもペナルティーを課すべきであり、このような積算ミスが続けば、今後同様の工事に影響を与えかねないため反対いたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第137号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

第137号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 賛成多数です。

第137号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月15日午前9時30分から開会いたします。

これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時12分 散会)